

# 白崎保育園

## 「重要事項説明書」

令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

# 白崎保育園 「重要事項説明書」

## 1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人友岡福祉協会
事業者の所在地	鹿児島県鹿屋市白崎町 15 番 18 号
事業者の連絡先	TEL 0994-42-3589 FAX 0994-42-3585
代表者氏名	理事長 友岡 善寛
定款の目的に 定めた事業	第二種社会福祉事業（保育所の経営）

## 2. 施設の概要

種別	保育所	
名称	白崎保育園	
所在地	鹿児島県鹿屋市白崎町 15 番 18 号	
連絡先	TEL 0994-42-3589 FAX 0994-42-3585	
ホームページ	<a href="http://shirasaki-h.or.jp/">http://shirasaki-h.or.jp/</a>	
施設長氏名	園長 友岡 善信	
開設年月日	昭和 43 年 3 月 1 日	
認可定員	60 名	
利用定員	0 歳児 （「3 号認定」の子どものうち、満 1 歳未満の子ども）	10 名
	1 歳児及び 2 歳児 （「3 号認定」の子どものうち、満 1 歳以上の子ども）	20 名
	3 歳以上児 （「2 号認定」の子ども）	30 名
取り扱う保育事業	日常保育・乳児保育・延長保育・一時保育（自主）・障害児保育	
クラス編成	ちゅうりっぷ組（0・1 歳児） すみれ組（2・3 歳児） さくら組（4・5 歳児）	
職員体制 （R01.8.1 現在）	園長（1 名）、主任保育士（1 名）、副主任保育士（2 名）、 保育士（12 名）、栄養士（2 名）、看護師（1 名）	
敷地	敷地面積 1954.25 m <sup>2</sup>	
園舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建 延床面積 399.55 m <sup>2</sup>	

### 3. 施設の目的及び運営方針、提供する保育の内容、年齢別保育目標、保育の特徴

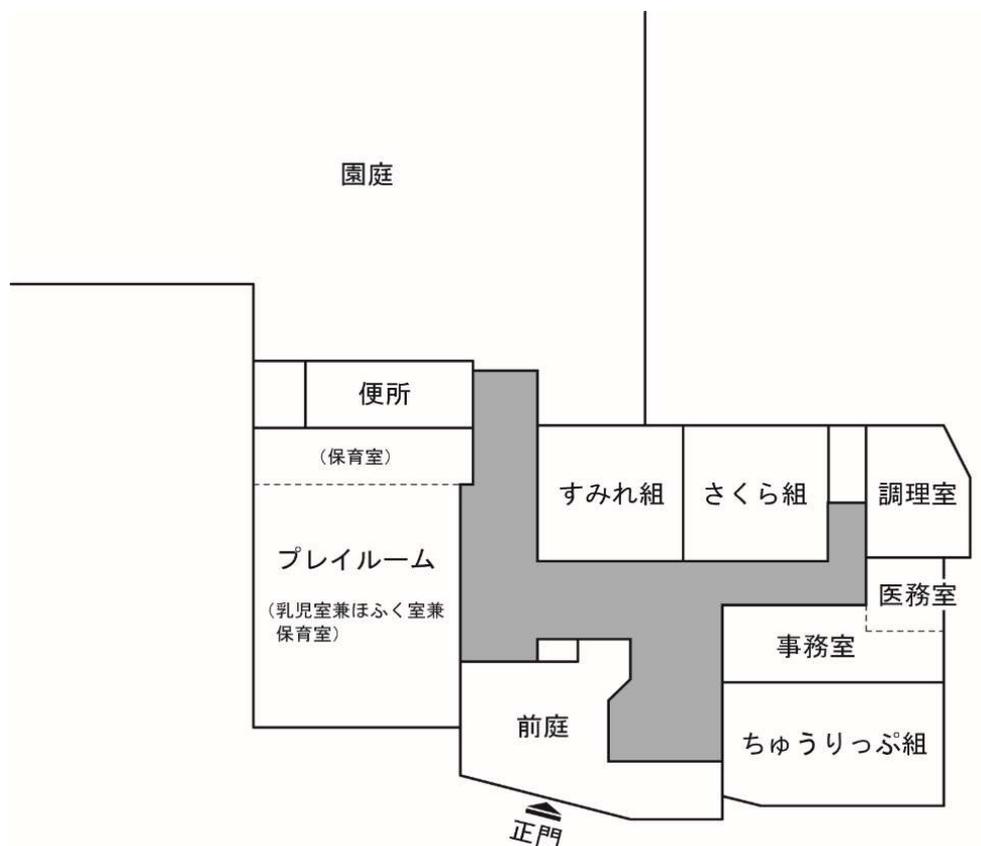
施設の目的	白崎保育園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
施設の運営方針	<p>本園は、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、以下の保育理念、保育方針、保育目標に沿って運営を行う。</p> <p>≪保育理念≫ 「子ども一人ひとりを大切にし、保護者・地域から安心・満足・信頼される保育園を目指す。」</p> <p>≪保育方針≫ 「一人ひとりの子どもの発達段階や特質をよく把握し、常に愛情深く、きめ細かい指導に努めていきます。」</p> <p>≪保育目標≫ ・「自分らしさを十分発揮できる人間」 ・「心を分かち合う人間」 ・「自分の場がある」 ・「自分のしたいこと、できることを自分でしようとする」 ・「生活に応じた行動の仕方を身につける」</p>
提供する保育の内容	本園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、本園が定める保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。
保育の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が子ども達の遊具代わりとなり、ふれ合いゲームを中心とした遊びや、体力の向上を目的とした毎朝の体力づくりを実施しています。</li> <li>・本園では、完全給食を行っています。和食中心の献立で、腸内環境を整える為に納豆を積極的に献立に取り入れています。</li> <li>・毎日、15 時のおやつは手作りのおやつを提供しています。</li> </ul>

### 4. 設備の概要

設備	数	面積
乳児室兼ほふく室兼保育室	2 室	164.39 m <sup>2</sup>
保育室	3 室	109.90 m <sup>2</sup>
調理室	1 室	22.35 m <sup>2</sup>
調乳室	1 室	1.28 m <sup>2</sup>
幼児用トイレ	1 室（大便器 6 個、小便器 6 個）	23.93 m <sup>2</sup>
もく浴室	1 室（乳児用便器 2 個）	6.68 m <sup>2</sup>

医務室	1 室	9.57 m <sup>2</sup>
事務室	1 室	36.50 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場（園庭）	1 箇所	573.10 m <sup>2</sup>

### 配置図



### 5. 保育を提供する日及び提供を行わない日、開園時間

保育を提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分（11 時間）
休園日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜日</li> <li>・ 「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</li> <li>・ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）</li> <li>・ 年度末（2 日間）</li> </ul> <p>※土曜日も平日と同様に保育を行いますが、月 1 回は園内の消毒や修繕・保育室等のワックスがけ・職員研修等の為に午前保育（原則午後 1 時まで）を行っていません。</p>

臨時休園の基準	<p>※台風・地震等の自然災害時及び伝染病流行時、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限度の期間を臨時休園とすることが御座います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁より大雨、暴風等の特別警報が発令された場合。</li> <li>・ 水害・土砂災害について鹿屋市よりF地区（白崎町）を含む地域に警戒レベル4または5が発令された場合。 (警戒レベル3が発令された時点で保護者へ連絡を行います)</li> <li>・ 台風接近により大隅地方が平均風速25m/s以上の暴風域圏内に入った場合。</li> <li>・ 自然災害等により近隣の小学校等が休校となった場合。</li> <li>・ 自然災害等により本園に重大な損害が生じ、通常の保育が行えない場合。</li> </ul>
---------	---

**6. 「保育標準時間認定」に関する保育が利用可能な時間帯（11時間）及び延長保育の時間帯**

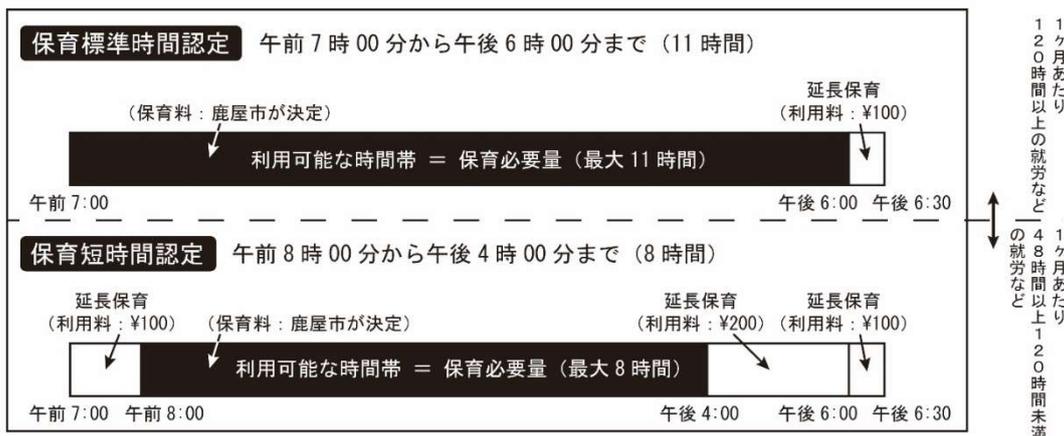
保育が利用可能な時間帯	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
延長保育の時間帯	午後6時00分～午後6時30分（30分）

※延長保育の利用は、原則として事前申込みが必要な登録制となり、申込みは前年度の終園式の日までとなります。（年度途中での入園は除く。）

**7. 「保育短時間認定」に関する保育が利用可能な時間帯（8時間）及び延長保育の時間帯**

保育が利用可能な時間帯	午前8時00分～午後4時00分（8時間）
延長保育の時間帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前7時00分～午前8時00分（1時間）</li> <li>・ 午後4時00分～午後6時00分（2時間）</li> <li>・ 午後6時00分～午後6時30分（30分）</li> </ul>

※延長保育の利用は、原則として事前申込みが必要な登録制となり、申込みは前年度の終園式の日までとなります。（年度途中での入園は除く。）



## 8. 利用者負担その他の費用の種類

利用者負担（月額保育料）	保護者の居住する市町村が定める利用者負担（保育料）
延長保育利用料	<p>「保育標準時間認定」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午後6時00分～午後6時30分：1回あたり100円</li> </ul> <p>「保育短時間認定」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前7時00分～午前8時00分：1回あたり100円</li> <li>・午後4時00分～午後6時00分：1回あたり200円</li> <li>・午後6時00分～午後6時30分：1回あたり100円</li> </ul> <p>支払い方法 直接現金支払い</p> <p>※延長保育を利用した場合には、利用した時間の長短にかかわらず、上記の時間帯に応じた延長保育利用料を一律で徴収させていただきます。</p>
給食費 (副食費相当額)	<p>「対象」</p> <p>当該年度4月1日時点にて2号認定子ども (市町村が判定する副食費の徴収免除者を除く)</p> <p>「徴収金額」</p> <p>月額4,500円(途中入退所を除く欠席等による日割り計算は行いません)</p> <p>「月途中入退所者の取り扱い」</p> <p>入退所月は一日180円×登園日数を請求</p> <p>「支払方法」</p> <p>口座振替</p> <p>「振替日」</p> <p>翌月15日(15日が土日祝日の場合は翌銀行営業日)</p> <p>※口座振替によるお支払いが確認できない場合は振替月、末日までに下記口座へ振込にて支払いをお願い致します。</p> <p>振込手数料は保護者負担となります。</p> <p>「振込先」</p> <p>鹿児島銀行 鹿屋支店 普通口座          口座番号：3073156          口座名：白崎保育園 給食費 園長 友岡善信          (シラサキイクエン キュウシヨクビ エンチャウ トモカヨシノブ)</p> <p>「領収書」</p> <p>領収書は発行しません。支払いの確認は保護者口座の取引履歴によって確認するものとします。ただし、口座振替を行った事実について、書面による証明が必要な保護者には、本園にて本人確認を行った上で証明書を発行します。</p>

その他	<p>本園は、上記に規定するものを除くほか、園児の入園料、記念品代、教材費、その他いかなる経費も保護者から徴収致しません。しかしながら、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、用途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができると致します。</p>
-----	---

## 9. 利用の開始、終了に関する事項

利用の開始	<p>本園は、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、保育の実施について市町村から委託を受けたときは、これに応じます。</p>
利用の終了	<p>園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。</p> <p>(1) 「子ども・子育て支援法」第19条第1項第2号及び第3号に該当しなくなり、市町村による当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき。</p> <p>(2) 保護者から本園の利用について取り消しの申し出があったとき。</p> <p>(3) 市町村が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき。</p> <p>(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。</p>

## 10. 嘱託医

	内科	歯科
医療機関の名称	児玉上前共立病院	クリス歯科
医師名	上前 琢磨	栗栖 佳夫
所在地	鹿児島県鹿屋市寿 5 丁目 2-39	鹿児島県鹿屋市白崎町 19-14
電話番号	0994-43-2510	0994-41-3931

## 11. 緊急時等における対応方法

<p>本園は、保育の提供中に、園児の体調の急変、事故、非常災害、その他緊急事態が生じた際には、速やかに当該園児の保護者等への連絡を行うとともに、別途に定める「安全管理マニュアル」に従い必要な措置を講じます。</p>
---

## 12. 非常災害対策

<p>本園は、自然災害、火災、その他の非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、計画的に防災訓練を実施致します。</p>	
防火管理者	園長 友岡 善信
消防計画届出年月日	平成 29 年 8 月 1 日

防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上実施。</li> <li>・地震訓練及び不審者侵入想定訓練は、年2回以上実施。</li> </ul>
防災設備	自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、消火器

### 13. 賠償責任保険の加入状況

本園は、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	保育園児等傷害保険、主催行事参加者傷害保険、保育園賠償責任保険、個人情報漏えい対応保険

### 14. 苦情申し出窓口

苦情受付担当者	主任保育士 友岡 愛子	TEL 0994-42-3589
苦情解決責任者	理事長 友岡 善寛	TEL 0994-42-3589
第三者委員	監事 郷原 英昭 (社会福祉法人さくら保育園園長)	TEL 0994-42-4455
	監事 藤園 智信 (社会福祉法人光華こども園園長)	TEL 0994-46-3764
受付方法	<p>苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。</p> <p>本法人内で解決できない苦情は、鹿児島県社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会（TEL 099-286-2200）に申し立てることができます。</p>	

### 15. その他保護者に説明すべき事項

<p>その他保護者に説明すべき事項については、別途に定める「利用に際しての留意点」に記載しております。</p>
---